



# 市LINE公式アカウント

## ～あなたの必要な情報

9月1日から  
リニューアル!!

メニュー画面が豊富になるほか、受信設定をしていただくと、自分の欲しい情報だけを受け取ることができるなど、より使いやすくなります。ぜひ友達登録して、市政に関する情報をいち早く受け取ってください!

### 新機能①「受信設定」

基本メニューの右下にある受信設定をタップしてアンケートに答えると、自分の欲しい情報のみを受信できるようになります。「子育て」「観光・イベント」「医療・年金」「スポーツ」などの中から、欲しい情報のみを選択してください(設定はいつでも変更することができます)。



必要な  
情報をお届け!  
受信設定していない  
内容は通知が  
一切来ません!

※重要なお知らせや災害などの緊急情報(避難所の開設など)は、受信設定に関わらず、全員に配信されます。

道路の損傷を  
発見した場合、  
市までお知らせを!



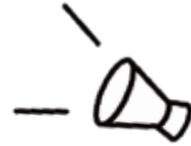
### 新機能②「通報機能」

基本メニューの右上にある通報をタップしていただくと、道路の損傷について、市へ情報を提供することができます。現場の写真と位置情報を合わせて送っていただくことで、迅速な対応につながります。

※全ての情報提供への対応は保証いたしかねます。危険度、優先度が高いと判断したものに順に対応します。



# を大幅リニューアル!!



をお届けします~

問合せ シティプロモーション課広報・プロモーションG  
☎55-9589

## 新機能③「デザイン性の高い新リッチメニュー」

分かりやすい画面構成で、必要な情報を効率よく取得していただけます!

カラフルな色味と馴染みやすいデザインのアイコンを多数使って「基本メニュー」「暮らし」「子育て」の3つのタブを設置しています。

リッチメニュー画面上の各ボタンより、各種申請の手続きまで誘導したり皆さんの必要な情報を自動応答でお答えしたり、大変便利な機能を多数ご用意しています。ぜひ色々な機能をお試しください!!



### 友だち追加の方法

スマートフォン等で  
二次元コードを読み取る



今後ますます、市LINE公式アカウントが市民の皆さんにとって馴染みのある使いやすいものとなるよう、アップデートを行っていく予定です。



# 尾張津島秋まつり

## 駐車場と交通規制のお知らせ

問合 産業振興課商工・観光・企業誘致G ☎55-9663  
(一社)津島市観光協会 ☎28-8051

「尾張津島秋まつり」が9月30日(土)と10月1日(日)に開催されます。1日は混雑が予想されますので、お越しの際は電車・バスをご利用ください。



津島山車<sup>だし</sup>・からくり・車切披露・石探祭車競演

日時 10月1日(日) 正午～午後3時  
場所 名鉄津島駅前(駅前～藤浪町1交差点)



山車等の運行

日時 10月1日(日) 午後1時～9時30分  
場所 天王通り



一斉総車切

日時 10月1日(日) 午後6時30分～8時  
場所 天王通1交差点付近



神守山車からくり披露

日時 10月1日(日) 午前9時30分～正午  
場所 神守支所

10月1日(日)には神守町での「神守山車からくり披露」、津島駅前での「津島山車からくり・車切披露」、「石探祭車競演」等の開催に伴い交通規制を行います。皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

### 駐車場

西小学校臨時駐車場

日時 10月1日(日) 正午～午後8時

※天候などにより使用できない場合があります。

### 歩行者専用道路区間等

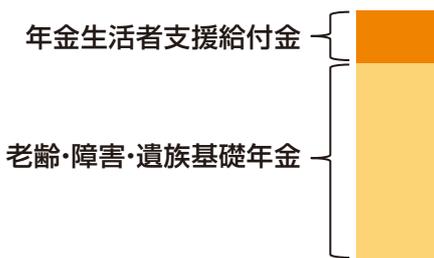
※山車等の運行に伴い通行できない場合があります。規制等については、尾張津島秋まつりリーフレットを参照してください。

ご存じですか?

# 年金生活者支援給付金制度



年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要となります。



## 対象

要件を全て満たす方

老齢基礎年金を受給している方

- ・65歳以上
- ・世帯全員の市町村民税が非課税
- ・前年の公的年金等の収入金額とその他の所得の合計額が87万8,900円以下

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

前年の所得が472万1,000円以下  
(扶養親族等の数に応じて増額)

## 請求手続き

老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、令和5年度、新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方

9月ごろから順次日本年金機構から簡易な年金生活者支援給付金請求書(はがき型)が送付されます。

年金生活者支援給付金を受け取るには年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です(すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要)

年金生活者支援給付金請求書(はがき型)が届いた方は、必要事項を記載し速やかに提出してください。\*1

\*1 12月末ごろまでに請求手続きが完了した方は、10月分から受け取ることができます。ただし、令和6年1月4日以降に請求した場合は、請求した月の翌月分からしか受け取ることができません。

初めて年金を受給する方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

世帯構成に変更があり、世帯全員の市町村民税が非課税等となり支給要件に該当した場合

年金生活者支援給付金を請求することができます。年金事務所または市役所で請求の手続きをしてください。\*2

\*2 この場合は、請求書を提出した翌月分からの支給となりますので、お早めに申請してください。

年金給付金

検索



問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114  
中村年金事務所 ☎052-453-7200

不審な電話  
や案内には  
ご注意を

日本年金機構や厚生労働省から、電話で皆さんの家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。不審に感じた場合は、日本年金機構や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。  
年金生活者支援給付金の請求でお困りのときには、下記へお電話ください。  
給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092(ナビダイヤル)

令和6年度

幼稚園 保育所 認定こども園

小規模保育事業所

# 入園案内

問合せ 子育て支援課児童保育G ☎24-1120

## 入園申込について

各施設の入園申込に関する情報は下表のとおりです。

園の入所の申込とは別に、子どもの年齢と保育の必要性に応じた認定を居住する市町村で受けることが必要です。



### 各施設の入園申込に関する情報

支給認定区分	子どもの年齢	利用できる施設	申込書配布日・場所	申込書受付日
1号認定子ども (教育子ども) (保育要件なし)	満3歳以上	幼稚園※ <sup>1</sup> 認定こども園※ <sup>2</sup> (教育子ども)	9月1日(金)から 各施設にて配布	施設の指定した 面接日に 各施設にて受付
2号認定子ども (保育子ども) (保育要件あり)		保育所 認定こども園※ <sup>2</sup> (保育子ども)	9月1日(金)から 各施設・子育て 支援課にて配布	市の指定した 面接日に 各施設・子育て 支援課にて受付
3号認定子ども (保育子ども) (保育要件あり)	満3歳未満	小規模保育事業所※ <sup>3</sup>		

※1 幼稚園をご利用するにあたり、1号認定を受ける必要があるのは、子ども子育て支援新制度の適用を受けた施設のみです。

※2 認定こども園とは、教育(幼稚園)と保育(保育所)の機能や特徴を併せ持ち、満3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況等に関わりなく入所できる施設です。

※3 小規模保育事業所とは、0～2歳の少人数のお子さんを対象に保育を行う施設です。

### 私立幼稚園を利用する場合

各施設での申込となりますので、入所希望施設にお問い合わせください。



### 施設一覧

	施設名	所在地	電話番号
幼稚園	双葉幼稚園	西柳原町	26-7643
	百島幼稚園	百島町	25-4046
保育所	市立共存園保育所	東洋町	26-2468
	蛭間保育園	蛭間町	28-2713
認定こども園	市立新開こども園	新開町	24-3645
	真こども園	神尾町	31-0628
	昭和幼稚園	葉苅町	28-4060
	唐臼こども園	唐臼町	32-2126
	神守こども園	神守町	24-0510
	三和第一保育園	大縄町	28-7576
	三和第二保育園	城山町	25-2238
	ふじなみこども園	寺前町	25-4648
	あたごこども園	東愛宕町	25-1017
	神島田こども園	中一色町	31-0672
つしま幼稚園	舟戸町	26-2465	
小規模保育事業所	ひよこルーム※	百島町	25-4046

※ひよこルームは百島幼稚園が運営している小規模保育事業所です。



## 保育所等について

保育所等は、家庭で保育できない乳幼児を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。市内には保育所、認定こども園、小規模保育事業所があります。保護者が次のいずれかの事情等により保育ができない場合に入所できます。

### 保育所等入所基準(保育要件)

- ・ 日中、家庭外または家庭内(家事除く)で1日4時間以上かつ月15日以上仕事をしている
- ・ 求職活動をしている(3カ月間)
- ・ 母親の出産(産前・産後各8週間)
- ・ 病気・けが、または心身に障がいがある
- ・ 同居の家族を介護・看護している
- ・ 震災等の災害の復旧に当たっている

### 令和6年度5月以降入所希望の方へ

4月入所希望者と同時期に受付を行いますので、5月以降から保育所等を利用ご希望の方も申し込みをしてください。

### 令和6年度クラス年齢参考

生年月日	クラス年齢
平成30年4月2日～平成31年4月1日	5歳
平成31年4月2日～令和2年4月1日	4歳
令和2年4月2日～令和3年4月1日	3歳
令和3年4月2日～令和4年4月1日	2歳
令和4年4月2日～令和5年4月1日	1歳
令和5年4月2日～令和7年4月1日	0歳



## 施設を利用するための流れ (入園を希望する施設等で必要な書類を受け取った後)



### 保育料について

原則として児童の父母の市町村民税所得割額、子どもの年齢、保育の必要量などにより決定します。保育料の決定については、3月末ごろに郵送で通知します(5月以降に入所する児童は時期が異なります)。年少クラス以上の利用料は0円です。9月から第2子の保育料は、無料になります。



## 幼児教育・保育の無償化について

3歳児クラスから小学校就学前までの利用料は無償となります。無償化に伴い、私立幼稚園等を利用する場合は、市の認定が必要です。